

# 令和3年12月定例農業委員会 会議録

令和3年12月1日（水）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
- ・ 議案第2号 非農地証明願について
- ・ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について  
(中間管理事業分)
- ・ 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

### 4. 報 告

- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

### 5. その他

### 5. 閉 会

○事務局 おはようございます。定刻より少し早いのですが皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

本日の総会に先立ち、ご出席の委員の皆さんにお願いを申し上げます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

ただいまから令和3年12月農業委員会総会を開催させていただきます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名中全員の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席し定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。また、小谷純一推進委員より欠席の連絡がございました。

本日の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。それではまず総会開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。

○事務局長 はい。皆さんおはようございます。12月になりました。師走ということで本当に皆さん方、お忙しい中本日、12月農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。ご承知の通り、今年4月から農業振興条例が動き出しまして、今、農家の方からも本当にたくさんのご相談等をいただいているところです。橋本市の農産物で言いますと、一昨日なんです、高野山金剛峯寺の方に高野山麓精進野菜、今年は秋冬野菜を奉納させていただきました。金剛峯寺においても、橋本市の野菜が全国に広がり注目されるようなというふうなことで、いろんなご提案もいただいています。私達にとっても農家の方と本当に協力しながら、ますます注目されるように取り組んでいきたいとそんなふう考えてます。

一方で、お米、泉大津市の学校給食に、柱本で作っていただいたお米を使っていたとこの事業もつい先日来行われました。短期間ではありましたが、生徒さんからいろんな感想等をいただいています。また皆さん方にご紹介させていただける時があると思いますので、その折には報告したいなというふうに思っています。

今朝からのニュースの中で、野菜のお買い得の見込みですってというような情報が、私も今ホームページを見てきたんですが農林水産省のホームページに公表されてます。ちょっと読みますと、農林水産省は東京都中央卸売市場に出荷される野菜の生育状況及び価格見通しについて、周産地等からの聞き取りを行いましたので、その結果を公表しますと、大根、にんじん、白菜、キャベツ、ほうれん草、ネギ、レタスがお買い得の見込みですというような、安くなりますってというようなことが、農林水産省のホームページで公表されてます。一方で、このことってというのが農家の人の収入に直繋がることなんです、農林水産省ではこういった、今お安く買える野菜をしっかりと食べていただくというような、そういったキャンペーンも併せて同時に行っています。橋本市全体では、野菜を本当に作られる方っていう方が少ない中で、高野山麓精進野菜産地化協議会においても、野菜を作る農家を増やしていこうとそんなことを、出荷材としてこれからも取り組んでいく予定です。

今年1年間、鳥獣害等の被害を見てみますと、猪豚熱等の関係で本当少なかったという状況があるにもかかわらず、一方で、されど農産物の被害を受けたという報告を

たくさんいただいています。私達まだまだ取り組むべき課題があると思います。農業委員、推進委員の皆さんからますます厳しいご意見等も承りながら、私達事務局としても一生懸命頑張りたいと思いますので、引き続きご指導の方よろしく願います。本日もご出席本当にありがとうございます。

○事務局 本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配布をさせていただいております。本日の会議につきましては、資料が多いので、上から順にご確認をお願いいたします。まず令和3年12月農業委員会総会議案書、次に農業委員会議案書位置図、別紙調査書。次に和歌山県からのお知らせとして、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例のパンフレット。2枚1つになっております。その次に、橋本市農業委員会だよりがこの度発行されましたのでお配りをさせていただいております。中身につきましては8月に就任いただきました委員の皆さんのご紹介をさせていただいております。次は、例年農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを対象とした研修会が伊都那賀ブロックで開催されておるんですが、新型コロナウイルス感染拡大により、今年度はありませんでしたので資料が届いておりますので、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。令和3年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会資料、白い表紙の少し分厚いやつです。次に、農業委員会研修テキストシリーズ、こちら農地法の分になります。次に、農業委員会研修テキストシリーズ3、農地関連法制度、次に農業者年金制度と加入推進、それと1枚もので個人情報保護について。一番最後に、初めての個人情報保護法シンプルレッスンとしてパンフレットをつけさせていただいております。皆様お手元にごございますでしょうか。よろしいですか。

また本日の総会開催に際しましては、申請許可申請のありました案件ごとに、担当農業委員の皆様にご意見書作成をご依頼しておりますが、今回ご依頼の際に同封いたしました調査資料について、誤記入、記入漏れが発生し、委員の皆様にはご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは本日の議事につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、池田会長をお願いいたします。以後池田会長におかれましてはご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

○池田会長 はい。皆さん、おはようございます。この間から市役所のお世話で、高野精進野菜の奉納に私も参加させていただきました。毎年ながら高野山の金剛峯寺で、気の引き締まる思いで奉納させていただいてますんやけども、なかなか課題もたくさんあって、心を入れ替えてまた頑張らなあかんってという思いで帰ってきました。

こないだから私、警察の運営委員もしてまして、警察署の署長さんがうちお見えになりましたして、和歌山県は農器具の盗難が少ないようになってるんですけども、他府県では去年より70件の増加っていうことで、和歌山県の方は心配いらんよっていう状態じゃなくて、皆さん、家の倉庫それから田畑に放置されてる道具などの管理をしてくださってっていうことで、署長さんがお見えになりました。農水省からそういう書類が今出てるらしいんです。なかなかトラックとかで横付けして農機具をがさっと持って行かれたっていう案件もあるみたいで、皆さんも家の倉庫なんかも、大丈夫だ

ろうと思って、管理せずに、私も動墳一式取られました。ハウスの前置いてあったんやけどある日行ったら、ころっと何もなかったんで、そういう状態になりますんで皆さん年末にかけて、道具の管理、よろしくをお願いします。

○議長 それでは座って議事を進めたいと思います。議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行いたいと思います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号1番、和田守央委員。議席番号2番、釜谷弘委員の二名を指名いたします。よろしくをお願いします。また、書記には事務局職員を指名します。よろしくをお願いします。

これから議事に入ります。本総会で審議いたします案件は、提出議案7件、報告事項1件です。議案第1号、空き家に付随した農地の別段の面積の設定についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 はい。議案第1号、空き家に付随した農地の別段の面積の設定についてご説明いたします。農地を取得する場合には、取得しようとする面積と合わせて下限面積20アールを超えなければならないとされていますが、橋本市空き家バンクまたは和歌山空き家バンク登録物件に付随した農地については、登録物件に入居と同時に付随した農地を取得するのであれば、特例により下限面積を0.01アールに引き下げることについてご審議いただくものです。なお、本案件は、和歌山空き家バンクへの登録が確認できており、下限面積指定要件を満たしているものと判断されます。

議案書及び位置図空-1をご覧ください。提出番号1番、橋本市空き家に付随する農地指定登録申請のあった、橋本市吉原・・・の空き家に付随する、橋本市吉原・・・、地目畑、・・・㎡。同じく・・・番、地目畑、・・・㎡。橋本市山田・・・、地目畑、・・・㎡。同じく・・・、地目畑、・・・㎡。同じく・・・、地目畑、・・・㎡。面積合計・・・㎡の農地について審議を求めるものです。農業委員による意見書の確認印は、佐藤委員にいただいておりますが、総合意見として、雑木や竹が生い茂り耕作は無理と思われ、重機等の整備が必要、とされております。こちらにつきましては、土地登記簿地目が農地（田畑等）で、現況が山林原野化により農地の荒廃が著しく、開墾に匹敵するような条件整理を行わなければ、農地として利用できない土地に該当する場合であっても、農業振興地域など集団的なまとまりのある農地の中に存在する遊休・荒廃農地及び基盤整備事業の実施等が計画されている土地については、農地として判断するため、農地法の適用対象となります。

説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を願った上でご審議お願いいたします。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局から説明がありましたが、申請に係る調査を行っていただいております、担当委員より調査結果の報告をお願いします。山田地域、佐藤委員よろしくをお願いします。

○佐藤委員 3番の佐藤です。この土地は私が見たところ、竹が生い茂り重機が入らないといけなくなっているふうな形で思いました。事務局の言う通りよろしくご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。以上で議案1号の説明及び報告が終わりまし

た。これより質疑に移りたいと思います。質問ありましたらよろしくお願ひします。

○廣田委員 10番廣田です。ちょっと事務局にお尋ねします。ちょっと聞き逃したんですが、空き家はすでに空き家バンクで登録されて、空き家に誰かが入るということはもう決まってるわけです。

○事務局 はい。そちらについては今現在募集中ということでございます。

○廣田委員 わかりました。この方は農地にならないようなところを、別段の面積という1㎡以上あればいいという指定しようとしている理由は空き家バンクが欲しいからかい、農地が欲しいからかいどっちですんで、委員さん。その辺の確認は。

○佐藤委員 この空き家っていうのが、申請者さんの持ち物であって、登録したいというふうな形でのご審議ですと、売買先を募集中です。

○廣田委員 買主がそれでいいといたら一緒に買うってことですね。わかりました。

○議長 他に何か。はい。林委員どうぞ。

○林委員 6番の林です。山林化しかけてるってことやけど、現在農地で残ってて農地として使ってもらえるような人が来てくれるんやったら、問題ないと違うかなと思うんですけどね。

○議長 ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

(特になし)

質疑がありませんので議案第1号に対する質疑を終結いたします。お諮りします。議案第1号について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしのお声がありましたので、異議なしと認め、本件は許可することに決定します。事務局は、公告の準備等をお願いいたします。

議案第2号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局の提案理由を求めます。

○事務局 はい。議案第2号、非農地証明願についてご説明をいたします。

非農地証明願は農地法第2条の農地でない旨の証明願と言い土地所有者等から願ひ出があった場合、農業委員会は次の基準に従い総会で議決をいたします。農地法運用通知において、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力または農業機械では耕起整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないとされており、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に当該証明書を発行するものとなっております。

議案書及び位置図の非-1ページをご覧ください。提出番号1番、橋本市御幸辻・・・、面積・・・㎡について、当該地は昭和30年頃よりすでに農業の用に使用されておらず、居宅が建築され住宅敷地として利用されています。農地復元、維持管理も難しいことから、今回の願ひ出に至りました。農業委員による意見書の確認印は

和田委員にいただいております。総合意見として、未登記の住宅建物が存在し、現況は宅地となっており、農地とは認められないとされております。

提出番号2番、橋本市隅田町中島・・・、面積・・・㎡について、当該地は平成10年頃、北側道路設置の際、道路残地として狭小農地となり、実質的な利用ができなくなったことから、隣接土地所有者に自由な土地使用を認め、現在では植樹等がされ住宅の一部庭として利用され20年以上が経過しています。農地への復元、維持管理も難しいことから、今回の願い出に至りました。農業委員による意見書の確認印は、釜谷委員にいただいております。総合意見として、とても畑として活用できない極小地であり、現況は庭として活用しており、今後も畑としては活用は無理、とされております。なお、当該地につきましては、農業振興地域内農用地区域に該当するため、農林水産省、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の1の1の規定により、農地法の運用において農地に該当しないと判断された土地については農用地区域から除外せず、農振法第10条第3項に規定する農用地等とすることが適当や土地に該当するものとして、農用地区域に残置していくことが適当であるとされておりますので、この議案の承認後も農振計画の変更、除外は行いません。説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を願った上で、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局から説明がありました。申請に係る調査を行っていただいております。担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。まず、紀見地区、和田委員、お願いいたします。

○和田委員 はい、一番和田です。御幸辻の・・・がございませう。そのちょうど南側、隣接するところにある物件でございませうが、現地見ましたらかなり老朽化した住宅と物置などが増築されておまして、もう完全に宅地という状況でございませう。多分戦後の混乱期に建築されて、今に至るんだらうと思うんですけども、農地への復元は困難と思われませうので証明願については、許可の方向で検討をお願いしたいと思ひませう。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次、隅田地区、釜谷委員、よろしくお願ひませう。

○釜谷委員 はい。2番の釜谷です。島野推進委員と一緒に現地見てきましたがとても畑とは言えませうで、実際利用しての方に会って話したんですけど、幅1メートル、長さ15メートルぐらいがまだ、畑としてあるんですけども、もうここに書いてますように、もう市道がその間通りまして削られた後、これだけ残ったらしいんですけども畑として利用できないので、もうここに住んでる人に自由に使ってください、ということで今、もう完全な庭になっておまして。そういうことで、今後もこれはもう畑としては利用できないなと、ということで承認をお願いいたします。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。これより議案第2号の説明及び報告が終わりましたのでこれより質疑に移ります。質問がありましたらよろしくお願ひませう。

○森口委員 9番森口です。紀見の物件についてですけど、昭和30年頃から宅地になっていたということで、その時分から今までの間、どのようにされていたのか。田と宅地では課税が全然違うと思うんですけど。

○議長 税金上のことで、事務局でわかりますか。

○事務局 はい。課税の話につきましては、橋本市の課税部局の方が判断されるところにはなるんですが、法律の運用のお話をさせていただきますと、農地法または地方税法ともに現況課税現況主義が原則となっておりますので、それぞれで対応されていると思われま。以上です。

○事務局長補佐 すいません補足させてもらいます。わかりやすく言いますと、課税は農地であってもその上に家が建ってたら宅地として課税するという、こういう原則なんで、課税情報はこっちから確認できませんけども、おそらく宅地として課税されたのかなっていうふうな状態になってるという状況です。以上です。

○議長 和田委員どうぞ。

○和田委員 はい。現在、申請者は、この申請地の左手にお住まいでございまして、この土地はお父さんおじいさんからのずっと相続をされた土地だそうです。で、家を建てて住まれていたのはご親戚というか、身内っていうかおじさんか何かのようございまして、本人の自宅は別にあると。ただ無人になって、現在のところ自分の所有に相続でなつて、税金も払っているという状況で、ちょっと管理上の問題もあるというふうなことをお聞きしておりますので、今言うように現況でおそらく宅地課税で、税金は払われているものと、私もここは確認してませんが、多分そうだと思います。

○議長 はい、森口委員。

○森口委員 いつからか田から宅地にまだ変えられてなかった。今までの農業委員会に上がってこなかった。現況調査とかで調べた時に変わったことがわからなかったのか。

○事務局長補佐 はい、すいません事務局です。今森口委員がおっしゃってるのは、利用状況調査とかで調査をして、それをもとに宅地として確認できてるのであれば、もっと早いうちに農業委員会に上がってきとったんちゃうかっていうお話でよろしかったですかね。それに関しましては、確かに市内、現況を調査した時に、たくさん農地でなくなってる場所もたくさんあるかと思うんですけども、その掘り起こしてというのは、今のところ農業委員会で行っておらないというのが現状でございます。今後の課題としては、現況調査でいったところを農地と違うじゃないかってところについては、所有者に対して農地転用なりを促すっていうのが、原則のような気もするんですけども、今の現状、そういう指導は行ってきてないというのは現状なので、状況として知らない間に、勝手に小屋を建てて、今となってあれここ農地やったなっていうことで非農地証明が上がってきたっていうのが、今回のお話でございます。以上です。

○議長 はい、中谷委員どうぞ。

○中谷委員 我々農業委員会は農業振興のための委員であつて、農地以外の方法を推奨するちゅうようなことは、あつてはならないと思うわけです。何も転用ばかりが我々の仕事じゃないと思っております。根本的にはね。だから、今おっしゃるようにな、今までほつてあつたんかちゅうような問題についてはね、これは実際問題として農業委員会が、行政がですね、農地として使用するようにな指導するのは当たり前の

事であって、それを怠っておるわけですよ。だからこういう問題が出てくるんだと思います。しかしながら、これ、非農地証明とか申請するのは個人の権利ですんで、個人から出てこないと農業委員会がですね、指導をするっていうわけには、僕はいかないと思ってるんですよ。農業を振興するためにしなさいっていうのが農業委員会としては、筋とおると思うんですけどね、転用するというような指導は、あまりいいことないと思うんですね。だから、こういう問題、個人の裁量によっていろいろ問題が出てくるっちゃうことはあると思います。その典型じゃないですかね。うん。こういう問題があるんで、我々農業委員会はどのようにして、農地であるのに農地として利用しないということについてですね農業振興上、どのような対応をしていくかっていうのが問題あるどのように進めていったらいいかっていうことを検討していったらいいんじゃないですか。会長、どうでしょう。

○議長 はい。私も中谷委員のおっしゃる通りやと思います。罰則的な、これ転用になったら始末書っていうことも関わってきますしね。基本、今の農地を守っていくっていう、できるだけ遊休地を増やさない、耕作放棄地を増やさないっていうのが、基本やと思ってます。もうすでにこういう状態になって、和田委員もおっしゃったようにも原状復帰が難しい農地であれば、これは致し方ないという、言葉では済まされへんのか知らんけども私はそういう、これ以上の遊休農地を増やさないっていう方向で、努力して参りたいと思ってるんですけどもいかがでしょうか。森口委員それで、よろしいでしょうか。努力目標として、そういう形でしていきたいと、私は思ってます。

○森口委員 昭和30年から宅地で、65年以上宅地になってるわけで。こんな現況復旧なんてもう、できることないと思うんで質問させていただきました。

○議長 わかりました。人の落ち度をそういう形で知らなかったっていう人もたくさんおいでになると思うんで、これを指導していくっていうのが私たちの仕事からちょっと離れてるんかなって、税金が課税されてるんであれば私はもう、本人さんに任ずってという形をとりたいと思います。

○事務局長補佐 すいませんちょっと事務局が一つ、すいません。今森口委員が言われた話っていうのは全国的な問題になってまして。もうすでに街で言いますと、農地が農地じゃなくなってるどころ、砂利なんか入れて駐車場になってるところとか、こういう家が建てるケースってのはなかなか珍しいんですけども。それから逆に農地じゃなくて木が生えてて、逆にもう山になっちゃってるどころ、これはもう農地じゃないんですよ。で、これっていうのは国からの指導で、非農地判断っていうのを進めなさいよっていうような話にもなっております。そういう中で今までは確かに申請主義で農地転用ということをやったんですけども、行政、農業委員会一つの行政なんで、行政において非農地判断っていう措置を行った上で適正農地を農地として、管理していきなさいよっていうところの通達も再三国からもきてるような状況になってます。このようなことから、一度ここの総会の場というのはちょっと今日で決め切るといのは難しい問題提起は森口委員からいただいたということで、今後、それこそ農政委員会とかのところで、一度協議という形でしてもいいのかなというふうに、ご提案ですけども、事務局から言うべきかどうかかわからんですけど、一つ、そういうよう



なお話もあるかと思しますので、おそらく前向きな話をするのはちょっと、議論って言うところでは、話が大きくなりすぎてそもそもこの宅地は認めてしまうと認められへん、一旦農地に戻しなさいよって言うことは叶わないと思いますんで、ちょっと別議論しなくちゃいけないのかなという感想を持っております。以上です。

○議長 はい。大西委員。

○大西委員 7番の大西ですけども、基本的に国の基準でこういう非農地証明っていう手続きがあるっていう、その前提でこの方が本当に悪質な方ですね、もう、農地法も知ってるし手続きも知ってるんですけども、黙って知らん顔してですね固定資産税も農地並みでっていうふうな、非常に悪質すればいいのかどうかっていうことで、いやそうじゃない、全く知らなくてですね当時の状況からいって、ここ農地ですね戦後家庭ですから住宅として利用し、知らなくてしてしまったんやって、それから60年以上経ってっていう、その辺の悪質性っていうのを考えたらどうかなっていうのが一つと、それからもう一つは、固定資産税ですんでシステム上やっぱり市で情報共有できると思いますんで、可能性があったらですね固定資産税課と、こういう非農地証明の申請が仮に出てきたらですね、固定資産税はどうなのっていうことで宅地並みで払ってたの、農地並みのっていう情報がある程度共有できると思いますんで、これから事前に個人情報ですのでねなかなか難しいとは思いますが、できるだけ共有できる範囲で、情報提供、お互いできるようにしてられましたら、実際に何年から、固定資産税は宅地ですよって宅地として払ってますよっていう、それを、地目が農地か宅地かっていう話に今度はなってきますんでね。その辺の判断、悪質性っていうふうなことを加味して、考えられたらどうかなっていうふうな、私は思います。

○議長 はい。大西委員ありがとうございました。他に何かございませんか。

(特に無し) はい。質疑がありませんので、議案第2号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしのお言葉をいただき、異議なしと認め、本件は承認することに決定いたします。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった譲渡人・・・、譲受人・・・他6件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第3号でご審議いただく7案件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号に該当しないため、要件をすべて満たしており、機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題がなく、橋本市農業委員会が定める別段の面積下限面積を超えていることから、許可要件を満たしているものと判断されます。

議案書及び位置図3-1及び別紙調査書をご覧ください。提出番号番号一番、橋本市杉尾・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、計5筆、・・・㎡につい

て、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人は10年前まで柿、水稻を耕作していましたが、高齢により視力が低下してきたことから維持管理が困難となり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人は農地123アールを経営する農業者です。この度申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による確認印は、田中委員にいただいております。総合意見として、適当と認めるとされております。

提出番号番号2番、橋本市山田・・・、・・・、・・・、・・・、計4筆、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は新規就農のため承認願いたいとのことです。譲渡人は本申請地を10年前に相続しましたが、会社勤めと農業経営の両立が困難となり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人はこの度、耕作に便利な住居地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営に従事したいとしております。なお、譲受人の耕作面積は0アールですが、譲り受けようとする農地と併せて20アールを超えることから、下限面積要件は満たすこととなります。譲受人は過去に農業従事の実験があり、また、1名臨時雇用を行うとしています。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。総合意見として、草刈を行えば耕作可能とされております。

提出番号3番。橋本市野・・・、・・・、計2筆、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため、承認願いたいということ。譲渡人はこれまで行っていた貸借人の耕作の継続が困難となり譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人は農地・・・アールを経営する農業者です。この度耕作に便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、佐藤委員にいただいております。総合意見として問題ないとされております。

提出番号4番、橋本市向副・・・、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該の処分のため、譲受人は規模拡大のため、承認願いたいとのことです。譲渡人はこれまで30年間農業経営を行っていましたが、高齢により経営規模を縮小することとなり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人は16アールを経営する農業者です。この度耕作に便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認委員は廣田委員にいただいております。総合意見として、大上推進委員と協議の結果、許可相当、とされております。

提出番号5番。橋本市高野口町下中・・・、・・・、計2筆、面積・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は経営規模拡大のため承認願いたいということ。譲渡人は和歌山市に居住しており耕作の継続が困難となり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人は農地103アールを経営する農業者です。この度、耕作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員によ

る意見書の確認印は、森口委員にいただいております。総合意見として、遊休地解消のためにもよいとされております。

提出番号6番、橋本市隅田町山内・・・、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は新規就労のため、承認願いたいということです。譲渡人は、広島市に転居することが決まり農業経営の継続が困難となり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人はこの度、空き家バンクに登録された空き家と空き家に付随する農地として登録された本申請地を譲り受け、農業経営に従事したいとしております。なお、譲受人の耕作面積はゼロですが、先述の通り本申請地は空き家に付随する農地として登録されており、下限面積要件は満たすこととなります。農業委員による意見書の確認印は釜谷委員にいただいております。総合意見として、空き家に付随する農地指定登録がなされており、問題ないとされております。

提出番号7番。橋本市恋野・・・、・・・、計2筆、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は、維持管理困難による当該の処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人は、平成9年に本申請地を相続以来耕作を続けておりましたが、自宅から離れており通作に不便であることから、耕作の継続が困難となり、譲受人と売買による所有権移転に至りました。譲受人は、農地25アールを経営する農業者です。この度、自宅に隣接する耕作に便利な申請書を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、中谷委員にいただいております。総合意見として、譲受人は自宅の隣接する水田を取得し、耕作に精励されると思われ適当とされております。

説明は以上となります。後ほど関係委員の追加説明を願った上で、ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまから、委員による調査結果の報告をお願いしたいと思います。紀見地区田中委員。

○森本推進委員 おはようございます。推進委員の森本ですけども、この件につきまして、私の方からご説明させていただきます。譲渡人なんですけども、それにつきましては事務局の方からご説明がありましたように、高齢で目が悪くなっておりまして耕作ができないという状況において、今回隣接地を持っている・・・に売渡したいということでございました。現況の方は、田中委員と譲渡人の奥さんと現地をともに立ち会いさせていただきました。状況につきましては草があるんですけども、譲受人の・・・におきましては自然農法で、現在、野菜と田んぼを作っておられます。自然農法というのは、一つの土地だけで作るんじゃなくて、一つの土地が終わると次に別の土地で作って、そしてまた別の土地で作るというようなことで、転々とした土地がいるということでございまして、家の近くである土地が欲しかったと、いうことでお聞きいたしました。購入の土地におきましては、野菜を主に作らせていただいて、水はけのよい土地でありましたら、麦を作りたいということでございました。現在、野菜におきましては、400種類ぐらい作っておりまして、ネット販売を主にされている方でございます。購入の土地におきまして、ヤギも飼育されておりまして、購入し

た土地もヤギの手を借りながら、草を食べてもらって、土地を広げていきたいということでございましたので、適切であるかなというふうに考えております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。次、山田地区佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 3番の佐藤です。2番の案件ですけれども、譲受人は譲渡人の家を買われて、家の前の畑とか、前後の土地を野菜とか作りたいなというふうな感じで言うてます。この周辺で太陽光にしようかっていうふうな案件があったから、私は農地として購入してただけでよかったと思います。

3番の案件については譲受人が申請地周辺を柿畑として使ってるんですけど、譲渡人が高齢でもう、耕作ができないような感じで他の人に貸してたんですけど、その人ももうできないっていうことで売るような話で、譲受人が「私が隣で作ってるんで、それなら続いて作らしていただきます」というふうな形の売買です。以上です。

○議長 ありがとうございました。次、学文路地区廣田委員よろしく申し上げます。

○廣田委員 はい。10番の廣田でございます。意見書には推進員さんと連名で出してもらっておりますので、推進委員の大上さんから農地の状況について、先に説明いただきたいと思います。

○大上推進委員 はい。推進委員の大上です。最近、今年になってから譲受人は申請地の下の土地を買いました。土地を買ってせっかくものを作ろうと思っても、上の木がもう畑っていうよりも、木がものすごい生い茂ってて、切ってくれよと言うたら、もうとてもでないけど、買ってくれんかなって話になって、そういうことなら買いますということだったので、本当に、近辺の方も助かるなと思って、何ら問題ないと思っております。以上です。

○廣田委員 大上推進委員さんと現地を確認した結果そういうことございました。譲受人は規模拡大をしても将来ようせんような人ですけども、息子さんが農業をやりたいということで。じゃあ息子さんの名前にしたらどうやって言ったら、ちょっと相続の関係で誰々が誰々って今決めとくわけにいかんのでっていうことで、高齢者であります譲受人の名前にしたということで、許可相当と思っております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。次、信太地区、森口委員、よろしく申し上げます。

○森口委員 9番森口です。申請地を地元の譲受人が買うということで。現在は荒廃地なんですけども、そこを伐採とかいろいろして、この地図で言うと・・・、この部分の右側が譲受人の土地でそこに栗がもうすでに植えて作られているところです。そこに隣接なんで買ってまた栗を増やしたいということで、荒廃地で木もあっていろいろしてるんですけど譲受人は重機を持っておられるので、自分で伐採なり耕運して、農地として活用したいということで、適正であると思います。

○議長 はい。ありがとうございました。次、隅田地区、釜谷委員よろしく申し上げます。

○釜谷委員 はい。中岡推進委員と一緒にここに行ったんですけど、空き家ということでもうすでに譲受人の方で空き家の方はもう購入されております。その隣の畑なんですけども、新規就農となっておりますけど、これはおそらく家庭菜園ぐらいの土地でござい

ますんで、特に問題ない、こう思っております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次、恋野地区、中谷委員よろしく願います。

○中谷委員 この物件の譲受人は、譲受する水田は隣接しております、非常に便利がいいということで購入するということでございます。適当じゃないかなと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。以上で議案第3号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思います。質問等がありましたらよろしく願います。はい、廣田委員どうぞ。

○廣田委員 すいません。10番の廣田ですが、内容についての説明ではないんですが、紀見地区の一番の説明の中で、有機栽培っていうかオーガニックをやられているという説明でございましたが、1年間、草を生やして放棄しておいてその草を刈って肥料にするっていうのが有機栽培とかオーガニックで今流行っと思うんですが、お尋ねしたいんですがそういう農法をされておるところで、隣接の方の畑から何か苦情があったということはございませんか。というのは、隣の畑は草生やしてあって、こっち側は毎年草刈っ取るんで、えらいいわっ取るんでっていうようなことはなかったらそれでいいんですが、どんなものでしょうか。

○森本推進委員 はい。推進委員の森本です。今のご質問ですけれども、隣接の方から何もそのような苦情というのは出てないようにお聞きしております。今度買われるところにつきましてはその周りも同じような状態ですので、できるだけこの方が土地を広げてそういうふうなことをしたいということについてはできるだけ、推進していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長 ありがとうございます。笠原委員どうぞ。

○笠原推進委員 私柏原で作ってるんですけど、現実ですね、自然農法でやってる方がおられて、それでその隣で慣行農法で、農薬を少なくしてるんですけど、今年は虫、去年ですかね、もう偉いめにやられました。結局向こうは畑そのまま何も防除しないで、その葉虫がものすごく飛んできて、白菜、あと小松菜なんかアブラナ科なんかは特に虫に弱いんで、ほぼ全滅に近いような状況になりました。それで1ヶ所山田でも、その方が作られてる隣で作った人も、白菜がほぼ全滅という状況があったんで、やはり、こういう杉尾でしたら、あんまり野菜本格的に作ってるとこないんですけど、実際に作ってるとこでそういう自然農法されるっていうのはやっぱり非常に、何て言うんすかね、難しいところがあるんちゃうかなと思います。これは現状です。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。はい。森本委員。

○森本推進委員 推進委員の森本です。現状につきましても地域の方にもちょっと事前にもお聞きしたんですけども、そのようなことはちょっと今のところないということで、杉尾全体が昔からその有機農法という形でされてる地域でしたので、そういう点で問題なかったのかなということで思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。何か他にご質問がございましたら。

(特に質問無し) 質問等はございませんので、議案第3号に対する質疑を終結とい

たします。お諮りします。議案第3号について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしのお声をいただき、異議なしと認め本件は許可することに決定します。

議案第4号、農地法第5条の規定に在る許可申請についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をいたします。議案第4号でご審議いただきます6案件につきましては、現地調査により転用による著しい影響はないと判断され、また申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査を行いました結果、許可要件を満たしているものと判断されます。

議案書及び位置図5-1、別紙調査書をご覧ください。提出番号1番及び2番は一体計画のため一括してご説明いたします。提出番号1番、橋本市橋谷・・・、地目田、他1筆、・・・㎡。提出番号2番、橋本市橋谷・・・、地目田、他1筆、・・・㎡、合計面積・・・㎡について、本件受人は京都市内で太陽電池、太陽光発電システム、太陽電池応用機器等の太陽電池利用及びその原料、附属品の研究・開発・製造及び販売などを業務とする法人です。この度事業拡大を図るため、本申請地を取得し、パネル576枚、213.12キロワット、発電出力150.0キロワットの野立て架台装置の太陽光発電施設を設置したいとしております。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については申請地北側既設排水路より排水となっております。この件について、地元水利組合の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が4筆ありますが、土地所有者から同意を得ております。なお、本申請は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に該当する案件となり、同条例に規定する事業計画の公表が行われたため、農地転用許可申請に至っております。和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例につきましては、先ほど申しあげました別添資料を添付しております。ご確認いただけますか。ページをめくっていただいて、手続きの主な流れの図があります。この手続きの主な流れの、上から3番目。事業計画の公表(事業者)第6条とあるんですが、この事業計画の公表を行ってからでない、農地転用の申請は受理しないよという県の指導がありました。このたび事業計画の公表が行われましたので、農地転用の申請を受け付けたということでございます。農業委員による意見書の確認印は、和田委員にいただいております。総合ご意見として、近隣、関係者との協議も詳細に行われ、問題なしとされております。また、本申請につきましては、和歌山県景観条例の適合通知書、並びに砂防指定地の管理に関する条例の許可書が添付されております。申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、3-5に該当する第3種農地と判断されます。

提出番号3番、橋本市野・・・、地目田、他2筆、・・・㎡について、本件受人は奈良県桜井市内で太陽電池、再生可能エネルギー設備の販売、施工、管理、設置工事

及び電気工事並びにそれらの請負業などを業務とする法人です。この度事業拡大を図るため、本申請地を取得し、パネル 296 枚、発電出力 49.5 キロワットの太陽光発電施設を設置したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については、南側既設水路に排水となっております。この件について、紀ノ川用水土地改良区並びに地元水利組合の意見書及び同意書が添付されております。事業要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地は 3 筆ありますが、土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。総合意見として、問題ないとされる意見書が提出されています。本申請地の農地区分は用途地域から 500メートル以内の農地であることから、2-3 に該当する第 2 種農地と判断されます。

提出番号 4 番及び 5 番は一体計画のため、一括してご説明をいたします。提出番号 4 番、橋本市賢堂・・・、地目田、他 1 筆・・・㎡、提出番号 5 番、橋本市賢堂・・・、地目田、・・・㎡、合計面積・・・㎡について、本件受人は橋本市内で土木工事業、建築工事業、水道工事業などを業務とする法人です。この度事業拡大に伴い本申請地を所得し、既存駐車場と合わせて、車両 21 台分のクラッシュラン敷き駐車場を設置したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水を含む表面排水については、申請地間にある法定外公共物水路を經由し北側既設水路に排水するとなっております。この件について紀ノ川用水土地改良区並びに地元水利組合の意見書及び同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地は 8 筆ありますが内 3 筆は申請者の所有となっており、他 5 筆については土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は、廣田委員にいただいております。総合意見として、推進委員と協議の結果、許可相当とされております。また、廣田委員により法定外公共物、水路のつけかえについて意見をいただき申請者に確認をしたところ、該当部局より、土地名義人が確定してから法定外公共物の付け替え協議に応じまず、とあった旨の回答を終えております。本申請地の農地区分は、用途地域内で農地であることから、3-5 に該当する、第 3 種農地と判断されます。

提出番号 6 番、橋本市隅田町上兵庫・・・、台帳地目田、・・・㎡について、本件受人はこの度、子供が 2 人となり家族が増えたことにより現在の住居が手狭になったため、交通の便も良く車両の乗り入れも容易な本申請書を取得し、木造平屋建て住宅を建築したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は汚水柵・雑排水柵に集水し、公設柵を經由し南側公共下水放流し、雨水についても雨水柵、雨水浸透柵に集水し、公設柵を經由し公共下水道へ放流するとなっております。この件について地元水利組合の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地は 3 筆ありますが、うち 1 筆は申請者所有地となっており、他 2 筆につきましても土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は、釜谷委員にいただいております。総合意見として、譲渡人は高齢により所有地を少しずつ整理しようとしていたところ、

本件受人からの申し出があったため、特に問題なしとされております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから3-5に該当する第3種農地と判断されます。

説明は以上となります。後ほど関係委員の追加説明を願った上で、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局から説明がありました。申請に係る調査を行っていただいております。担当委員より調査結果の報告をお願いします。紀見地区、和田委員、よろしくお願いします。

○和田委員 はい。1番和田です。申請地は国道371号線を北へ走っていただくと、慶賀野垂井線の市道の橋谷大橋の高架を通ることになるんですが、その南側にある一団農地でございます。現況は休耕水田と柿畑ということですが、いずれも草刈りしかねるというような状況が見られました。所有者さんはどちらも高齢に入られてまして、また後継者の不安もあって今後ちょっと心配・課題があるという状況の中で、こういった事業に土地を活用するというふうな方向になりまして、地元説明・協議が行われまして、周辺の方や隣地の農家さん等からは、草刈・今後の管理そういったところに細かく条件なり要望が出されまして、事業実施の譲受人が今後も直接、維持管理に当たられると、こういったことで周辺の関係者・水利関係者も快く同意をしたと、こういう経過がございます。許可相当と判断しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次、山田地区、佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員 3番の佐藤です。譲渡人はもう高齢で畑がしにくいというような状態で、息子さんがおるんですけども、関東の方へ仕事に出かけておりますので同居していませんので、もうここはできないなというふうな形で、太陽光作るというふうな感じで話を聞いてます。問題ないと思います。

○議長 はい。ありがとうございました。次、学文路地区、廣田委員よろしくお願いします。

○廣田委員 はい。10番廣田です。意見書推進委員さんと、連名でださしておりますので、現地の現況については推進員さんの大上委員からよろしくお願いします。

○大上推進委員 はい。推進委員の大上です。現場を廣田委員と見に行ってきましたところ、譲受人がもう付近、ほぼ駐車場として使っております。それにいまだ拡大、なかなか今、ものすごい事業が発展しているみたいで、車を停めるところがないっていうので、駐車場にしたいということです。それでこの3筆あるのは、ちょっと道の下でほんまに物を作る影にもなるし、多分喜んでいんじゃないかなと思うところで。はい。なんら、問題ないと思います。承認よろしくお願いします。

○廣田委員 先ほど、この件につきまして事務局からもご説明ありましたが、位置図をちょっと見ていただきたいんですが、・・・と・・・というの間に公共の水路がございます。現地の水路は水路としての定義を成しておりませんが、地籍調査の結果がここに幅1メートルほどの公共用地があるということで、道の駐車場の真ん中に



水路があったら渡れないやないかっていうことで、話をしましたら復興板かなんかを所々置いて、当分の間を使いたいと。何で当分の間かって言いますと、将来的にはこの公共用地を払下げを受けて買い取るか、別の場所へとかは名義が変わり次第やりたいというような説明等ございましたので、推進委員さんと協議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長 はい。次、隅田地区、釜谷委員、よろしくをお願いします。

○釜谷委員 はい。島野委員と一緒に現場見てきたんですが、住宅地の横に現状はここを畑としてネギをつくっております。譲渡人ですがもう 90 近くになって、本人はもう足が悪くてできないんですが、あと息子さんということですけど息子さんもいろいろやっております、事業はやっぱり縮小していかなあかなというところに、譲受人がこの住宅地の横にありまして非常に環境がいい、ここに私の住処を作りたいということでお願いに行ったところ、・・・の方から快諾を得たというように聞いております。地元の人にも聞いたんですけど、特に問題なし、ここに住宅が建てただければ、御の字やいうことで賛成されてると。ということで承認の方よろしくをお願いしますということだったんで、そういうことに伝えますということで帰ってきました。適当やと思っております。

○議長 はい。ありがとうございます。以上で議案第 4 号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移ります。質問等がありましたらよろしくをお願いします。どうぞ。

○廣田委員 ちょっと事務局教えて欲しいんですんやけども、太陽光発電ですんやけども、紀見の案件 213 キロワット、もうかなりの kW になるんでね、もう一つのほうは 50 キロワット以上になったらいろいろ手続きが難しいっていうんで 49.5 になつとると思うんですが、この先ほど説明していただきました、これちょっと勉強のために聞かせていただきたいんですが、事業計画の公表はどこに向かって公表されてるんか。お願いします。

○事務局 はい。事務局の方からご説明させていただきます。これの県の太陽光条例にのっとりた手続きになるのですが、この事業計画の公表につきましては、自社のホームページ等で、誰もがみれる状況になっておれば、公表として扱うというふうに県に確認しております。以上です。会社のホームページ見ていただければ出てきます。

○廣田委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○議長 はい。他に何かご質問ありませんか。どうぞ。

○森口委員 提出番号 6 番の案件なんですけれども。地図の中で・・・ってどこなんですか。・・・って書いてあんなんけど・・・ってないんですよ。

○事務局 農地転用の申請につきましては、分筆をしてからでないとい申請ができないというルールになっております。ご確認いただきたいんですが、申請地についてはこの色をついたところになります。こういう部分につきましては、・・・から分筆して、地番が附番されたということになっておりますので、まだデータ上ちょっとその附番がありませんので、このような表記になっております。以上です。

○議長 よろしいですか。他に何かご質問がございましたら。

(特に無し) 質疑がありませんので、議案第4号に対する質疑を終結といたします。お諮りします。議案第4号について本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしのお声をいただいて異議なしと認め、本件は許可相当の意見を付して、県知事に進達することに決定いたします。

なお、提出番号1番、2番、3番、4番及び5番については、10アールを超える案件ですので、和歌山県農業会議常設審議委員会に諮問の上、進達といたします。事務局は資料の準備等よろしくお願いいたします。

次、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について。並びに議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分は、橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、一括審議といたします。事務局に説明を求めます。よろしく申し上げます。

○事務局 はい。それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、及び第6号中間管理事業分についてご説明いたします。今月の申請につきまして議案第5号につきましては5件、第6号の中間管理事業分につきましては8件ありますが、事前に委員の皆様から意見書や申請書を確認していただいた結果、すべての案件について、基盤強化促進法第18条第3項各号のすべてを満たしていると思われま。

それでは、議案第5号の申請についてご説明いたします。代表して申請番号1番の案件を読み上げます。議案書及び位置図の基-1ページをご覧ください。土地の所有者は……。土地を借りる方は……。利用権を設定する土地は橋本市吉原……。地目は畑。面積は……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用いたします。利用権の期間は10年間となっております。今現在も耕作しており更新の申請となっております。

続きまして、議案第6号中間事業分についてご説明いたします。申請8件ありますが、代表して、申請番号1番の案件についてご説明いたします。議案書及び位置図中-1ページをご覧ください。土地の所有者は……。転貸を受ける者は……。利用権を設定する土地は橋本市出塔……。番の計4筆で、地目は田、面積は合計……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で水田として利用いたします。利用権の期間につきましては5年間となっております。

今回利用権を設定する土地は全部で32筆、27,970㎡となっております。以上についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、申請に係る調査を行っていただいています。追加説明があれば、担当委員からお願いいたします。はいどうぞ。

○廣田委員 10番の廣田です。内容の説明ではございませんが、番号6番の案件でございますが、これは地域の推進員さんが仲人したもので、推進員さんの重要な役割であります人と農地のマッチングに久しぶりに成功したという例だということで報告させ

ていただきます。以上です。

○議長 何か他にありませんか。

(特に無し) 質疑がありませんので、議案第5号、第6号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号、6号について本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしのお言葉いただいたので異議なしと認め、本件は承認することに決定します。

議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。それでは、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご説明いたします。議案書及び位置図納-1ページをご覧ください。申請地は、橋本市御幸辻・・・、・・・、・・・の計4筆、合計面積・・・㎡となっております。申請人は・・・となっております。本申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けるために、3年に1度申請が必要となっております。農業委員による意見書の確認印は、和田委員にいただいております。ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 はい。ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。和田委員、よろしく申し上げます。

○和田委員 はい。現地見て参りましたが、ご自宅の周辺ということもあって、適正に管理されておまして、水稻及び野菜の耕作に供されているのを確認しております。よろしく申し上げます。

○議長 はい。ありがとうございます。議案第7号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移ります。質問がございましたらよろしく申し上げます。

(特に無し)

質疑がありませんので、議案第7号に対する質疑を終結いたします。お諮りします。議案第7号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしのお言葉をいただいたので異議なしと認め本件は承認することに決定します。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局に報告を求めます。

○事務局 はい。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知の受理についてご報告いたします。議案書の18-1をご覧ください。申請地は、橋本市隅田町霜草・・・、・・・、・・・の合計4筆となっております。土地の所有者は向畦地彩奈さん、借人は加藤定雄さん。申請地は令和3年2月1日より畑として貸借されておりましたが、令和3年10月22日付で借主が耕作困難になったという理由により、合意解約が成立した旨の通知がありました。所有者が、今後耕作してくれるよ

うな方を探しているというふうに伺っております。以上ご報告いたします。

○議長 はい。ありがとうございました。本日の出席の皆様から、意見ご質問はございませんか。

(特になし)

ないようですので以上で本日の農業委員会総会に付議された議案報告はすべて終了といたしました。令和3年12月農業委員会総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年12月1日

会 長 池田 泰子 ⑩

1 番 和田 守央 ⑩

2 番 釜谷 弘 ⑩